

【被扶養者（認定申請者）状況届】

この届出書は被扶養者届（増加用）提出の際、必ず添付して下さい。

※出生時、又は被保険者資格取得時における18歳未満の無収入の子供を除く

| | | | | | | |
|-----------------|---------------|-------------|--------------|---|--------------|------|
| 被保険者証の 記号-番号 | 123 - 1234567 | 被保険者 の氏名 | 健康 太朗 | | | |
| 認定申請者 氏名 | 健康 華子 | | 被保険者 との続柄 | 妻 | 認定申請者 の年齢 | 43 歳 |

認定申請者の扶養に至った状況について該当するものすべてに○又は記入し、前年から申請までの状況を詳細に記入して下さい。

| 今回申請した理由 | 前年1月から届出までの現況を時系列に記入して下さい。 |
|--|--|
| 1. 被保険者の資格取得(就職)に伴う異動 2. 他の被保険者の扶養からの異動 3. 扶養限度内の収入に減少した 4. その他() | 株式会社〇〇 正社員で従業 令和3年4月1日 退職 令和3年10月3日 雇用保険受給終了 |
| 今回申請した状況 | 必要提出書類 |
| 1. 18歳未満の無収入の子供 | |
| ①出生時、被保険者の資格取得に伴う異動 | ①不要 |
| ②他の被保険者の扶養からの異動 | ②元被保険者の所得証明書(収入額が記載されたもの) (原本) |
| 2. 18歳以上の学生又は予備校生 | 在学証明書又は身分証明書の写し |
| 3. 18歳以上の予備校生以外の進学準備中の者 | 所得証明書(収入額が記載されたもの) (原本) |
| 4. 無収入の者 | 所得証明書(収入額が記載されたもの) (原本) 上記 + 以下、該当するものすべてを添付すること |
| ①勤務先を退職(退職日 3年 4月 1日) I. 雇用保険加入者 (1)今後、受給しない (2)受給を延長する (3)受給を終了した II. 雇用保険未加入者 | ①-I-(1)離職票1. 2の写し及び雇用保険失業給付に係る誓約書 ①-I-(2)上記に加え、受給延長通知の写し ①-I-(3)受給資格者証の両面の写し ①-II勤めていたところの退職及び雇用保険未加入証明(原本) |
| ②農林水産業・自営業等の廃業又は倒産 | ②廃業証明書又は使用収益権移転証明書の写し |
| ③その他() | ③必要書類がある場合、健保組合より連絡します。 |
| 5. 収入がある者 ※収入全てに○をつけること | 所得証明書(収入額が記載されたもの) (原本) 上記 + 以下、該当するものすべてを添付すること |
| (年間収入額合計 0円) | ※60歳未満の収入130万円(月総額108,333円)、60歳以上又は障害者は収入180万円(月総額149,999円)以下であること |
| ①パート、アルバイト等、扶養限度内の給与収入がある | 前年より就労の場合、源泉徴収票の写し 又は 今年(1月1日)以降就労の場合、雇用契約書と給与明細書の写し |
| ②原稿料、配当料等、給与や年金以外の収入がある I. 確定申告を行っている II. 確定申告を行っていない | I. 確定申告書(確定申告の際に提出した物すべて)の写し II 市民税申告書の写し |
| ⑤各種年金、恩給を受給している ・老齢厚生 ・遺族厚生 ・障害厚生 ・国民老齢(老齢基礎) ・国民遺族(遺族基礎) ・障害厚生(障害基礎) ・退職共済 ・遺族共済 ・障害共済 ・農業者年金 ・恩給 ・その他() | 直近の各種年金及び恩給の改定通知の写し 又は、源泉徴収票の写し |
| ⑥休業補償を受給(受給日額 円) (受給期限 年 月 日) ・傷病手当金 ・出産手当金 ・労災休業補償 ・雇用保険(60歳未満¥3,611/日以下、60歳以上¥4,999/日以下) ・その他() | 受給日額、受給期間がわかるもの ※雇用保険受給の場合、受給資格者証の写し |
| ⑦被保険者以外の者の援助がある (援助月額 円) | 必要書類がある場合、健保組合より連絡します。 |
| 6. 申請者が被保険者と別居している | |
| ※別居理由が単身赴任・進学以外の場合、下段を記入下さい。 | ①6カ月以上継続した金融機関を経由した送金証明の写し ※手渡し・年数回の送金は不可 |
| ①被保険者からの送金・援助月額(円) | ②認定申請者と同居者がいる場合は、 その方の所得証明書(収入額が記載されたもの) (原本) |
| ②認定申請者と同居の成人がいる場合 (氏名) (続柄) | |
| 7. 申請者が配偶者又は子以外の者 | 世帯全員の住民票(原本) |

上記提出書類で審査できない場合は、再度必要書類の提出をお願いします。